

清須市成年後見制度 利用促進基本計画 (令和5年度～令和9年度) (案)

令和5年3月
清須市

目次

第1章 計画策定について

- 1 計画の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 清須市における現状と課題

- 1 清須市の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 高齢者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 高齢者世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 要介護認定者数及び認定率の推移・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 認知症高齢者数の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 障害者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者数の推移・・ 6
- 4 清須市の成年後見制度に関する利用の現状と課題・・・・・・・・ 6
 - (1) 成年後見制度利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 成年後見制度の利用に関する現状の取り組み・・・・・・・・ 7
 - (3) 成年後見制度に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 成年後見制度利用促進に向けた具体的な取り組み

基本目標1

施策

基本目標2

施策

基本目標3

施策

第4章 計画の推進



第1章 計画策定について

1 計画の背景と趣旨

成年後見制度とは、ノーマライゼーション（※1）や自己決定権の尊重（※2）等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分で、「不動産や預貯金などの財産を管理する」、「介護施設への入所、介護サービス、入院に関する契約を結ぶ」、「遺産分割の協議をする」などの行為ができない方を保護し、支援する制度で、平成12年からこの成年後見制度が始まりました。

しかし、この制度はあまり知られておらず、支援が必要な人が利用できていない状況となっています。そこで、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）を施行しました。この法律に基づき、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとしています。また、国において令和4年3月25日には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととしました。

これにより、市は成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するために本計画を策定します。

- ※1 成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。
- ※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

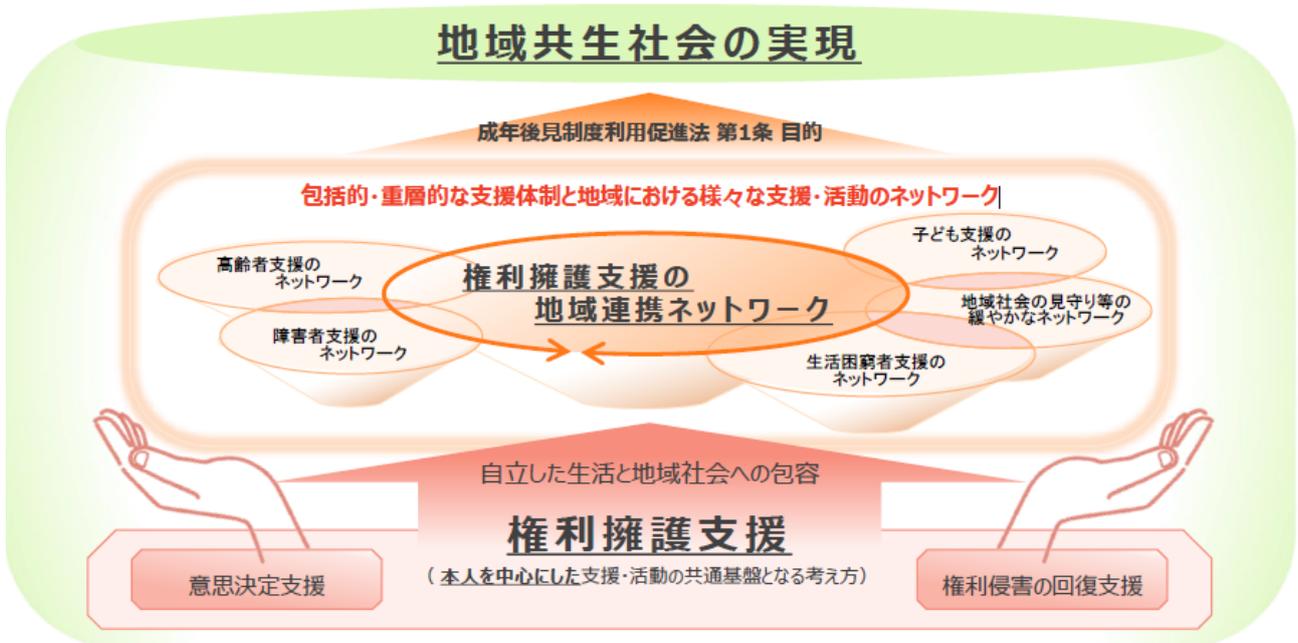
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

〈国の基本方針〉

国の成年後見制度利用促進基本計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めます。地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを」目指すものです。

〈国の基本的な考え方〉

- ① 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進します。
- ② 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組みます。
 - ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- ③ 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要があります。



出典：厚生労働省

2 計画の期間

当計画の期間は、令和5年度から令和9年度の5年間を対象とします。今後、国の計画見直しを踏まえて、基本計画見直しを行う予定です。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国計画	第2期成年後見制度利用促進基本計画 (令和4年度～令和8年度)				第3期成年後見制度利用促進基本計画		
清須市 計画	成年後見制度利用促進基本計画					第2期成年後見制度 利用促進基本計画	
	高齢者福祉計画 第8期介護保険 事業計画	高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画		
	第3期障害者基本 計画	第4期障害者基本計画					
	第6期障害福祉 計画・第2期障 害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

第2章 清須市における現状と課題

1 清須市の人口

清須市の人口は近年増加傾向にあり、令和3年10月1日時点の人口は69,413人となっています。そのなかでも、65歳以上の人口の増加に対して、75歳以上の高齢者人口が大きく増加している状況です。

(人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	67,372	68,649	68,914	69,257	69,390	69,413
0~14歳	9,659 14.5%	10,008 14.6%	10,126 14.7%	10,189 14.7%	10,226 14.7%	10,065 14.5%
15~64歳	41,933 62.2%	42,791 62.3%	42,748 62.0%	42,946 62.0%	42,950 61.9%	43,095 62.1%
65歳以上	15,673 23.3%	15,850 23.1%	16,040 23.3%	16,122 23.3%	16,214 23.4%	16,253 23.4%
65~74歳 (再掲)	8,347 12.4%	8,207 12.0%	8,147 11.8%	7,986 11.5%	7,923 11.4%	7,948 11.5%
75歳以上 (再掲)	7,326 10.9%	7,643 11.1%	7,893 11.5%	8,136 11.8%	8,291 12.0%	8,305 12.0%

(出典) 住民基本台帳 (各年10月1日現在)

2 高齢者の現状

(1) 高齢者世帯の状況

清須市の65歳以上人口は令和3年度で16,202人となっており、そのうち一人暮らし高齢者は3,852人で、ひとり暮らし高齢者が占める割合は23.8%となっています。また、65歳以上人口の増加に対して、一人暮らし高齢者の人口増加が顕著となっています。

(人)

	平成30年			令和元年			令和2年			令和3年			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
人口	34,457	34,277	68,734	34,616	34,413	69,029	34,689	34,520	69,209	34,738	34,501	69,239	
65歳以上人口	7,193	8,768	15,961	7,242	8,854	16,096	7,263	8,899	16,162	7,267	8,935	16,202	
65歳以上に占める ひとり暮らし高齢者の割合	16.3%	26.8%	22.1%	16.9%	27.4%	22.7%	17.4%	27.7%	23.1%	18.0%	28.5%	23.8%	
一人暮らし 高齢者	65歳以上	1,174	2,353	3,527	1,224	2,428	3,652	1,267	2,467	3,734	1,306	2,546	3,852
	70歳以上	754	2,026	2,780	821	2,123	2,944	878	2,192	3,070	938	2,285	3,223
	75歳以上	486	1,674	2,160	520	1,721	2,241	550	1,785	2,335	563	1,834	2,397

(出典) 住民基本台帳 (各年度4月1日現在)

(2) 要介護認定者数及び認定率の推移

清須市の認定者数の推移は、近年増加傾向にあり、令和3年9月末現在で2,703人となっています。要介護2以上の区分の認定者が増加しています。

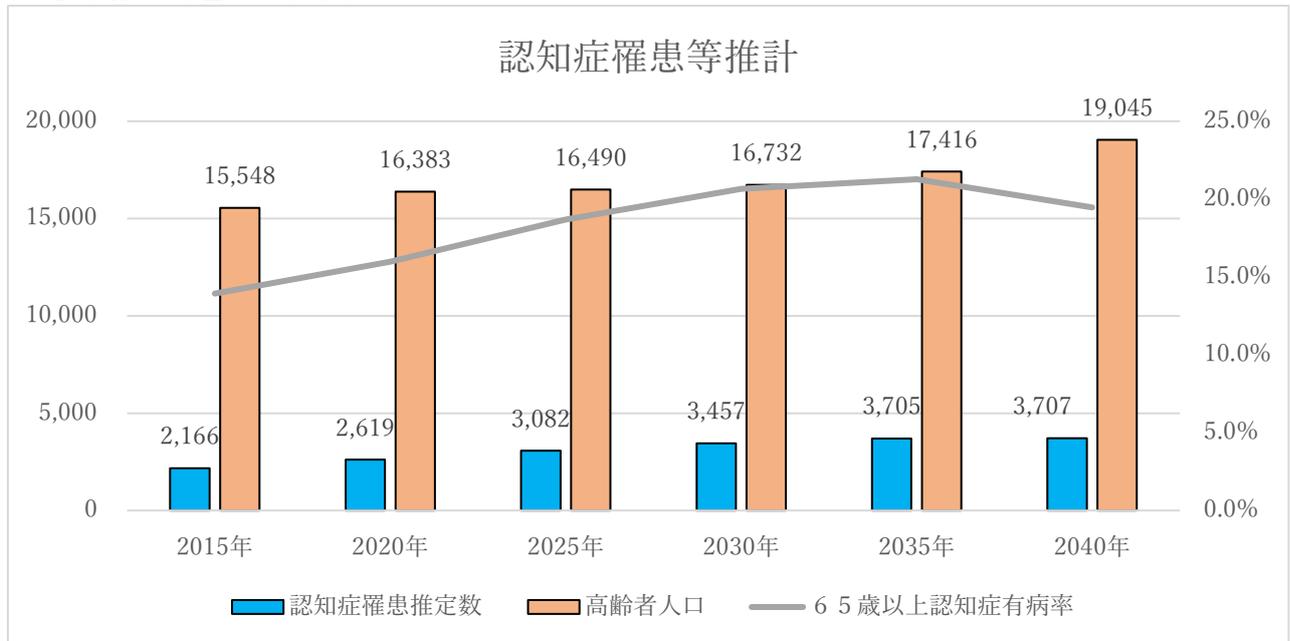
(人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
要支援1	370	339	316	305	282	317	
要支援2	422	432	401	384	440	457	
要介護1	467	439	456	468	408	465	
要介護2	382	426	439	450	471	473	
要介護3	322	348	376	373	389	390	
要介護4	305	336	340	367	370	346	
要介護5	201	211	228	233	233	255	
認定者計 (A)	2,469	2,531	2,556	2,580	2,593	2,703	
高齢者計 (B)	15,718	15,906	16,108	16,179	16,283	16,321	
認定率 (A/B)	清須市	15.7%	15.9%	15.9%	15.9%	15.9%	16.6%
	愛知県	16.2%	16.4%	16.7%	17.0%	16.8%	17.1%
	全国	18.4%	18.5%	18.7%	18.8%	18.6%	18.8%

(出典)「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末現在)

(3) 認知症高齢者数の推計

清須市の高齢者人口は今後も増加傾向となる見込であり、それに伴い、認知症患者推定数も増加が見込まれます。



2015年：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

認知症患者数推定に使用した認知症有病率：厚生労働科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究総括研究報告書」

3 障害者の現状

(1) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者数の推移

精神障害者保健福祉手帳取得者が大きく増加しています。

(人)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
療育手帳取得者	A 重度	168	170	181	184	177	173
	B 中度	103	107	103	111	124	129
	C 軽度	126	124	131	140	161	156
	小計	397	401	415	435	462	458
精神障害者保健福祉手帳取得者	1級	48	67	71	84	81	85
	2級	343	351	384	386	403	429
	3級	164	152	158	159	175	180
	小計	555	570	613	629	659	694
合計		952	971	1,028	1,064	1,121	1,152

(4月1日現在)

4 清須市の成年後見制度に関する利用の現状と課題

(1) 成年後見制度利用状況

成年後見制度の後見事件数及び清須市長による申立件数は、ほぼ横ばいとなっています。

①清須市に住所を有する被後見人、被保佐人又は被補助人に係る後見事件数 (件)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成元年	令和2年	令和3年
成年後見	41	47	44	41	43	45
保佐	6	6	5	8	13	12
補助	8	3	3	3	5	5
合計	55	56	52	52	61	62

(名古屋家庭裁判所より12月31日現在)

②清須市長による申し立て件数

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
成年後見	2	2	2 (うち障害1)	0	0	4
保佐	0	0	0	1	0	0
補助	0	0	0	0	0	0
合計	2	2	2	1	0	4

③清須市社会福祉協議会日常生活自立支援事業利用者数
契約者数は増加傾向にあります。

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規利用者数	6	7	9	1	5	5
契約者数	20	20	26	24	25	26

④権利擁護に関する地域包括支援センターへの相談件数

相談件数、実人数ともに大きく増加しています。権利擁護の相談では、お金に関すること、成年後見制度に関することの相談の割合が大きいです。

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
お金に関すること	52	70	50	69	55	85
虐待(疑い含)	13	37	34	35	38	25
成年後見制度	18	34	19	44	24	39
消費者被害	1	3	3	2	0	3
身元保証	—	—	—	10	14	20
合計	84	144	106	160	131	172
実人数	73	120	96	100	127	114

※身元保証について、平成30年度までは成年後見制度の区分に含まれています。

⑤権利擁護に関する障がい者サポートセンター清須への相談件数

(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ件数	42	63	86	22	32	58

⑥成年後見制度の認知度

【清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年3月)アンケート調査より】

成年後見制度を知っている人の割合・・・37.9%

(調査対象：4,100件 有効回収数：2,753件)

(2) 成年後見制度の利用に関する現状の取り組み

清須市では、成年後見制度の利用助成に関して、「清須市成年後見制度利用支援事業実施要綱」、「清須市地域生活支援事業実施要綱」で審判の請求費用、成年後見人の報酬の助成を行っています。

①高齢者「清須市成年後見制度利用支援事業実施要綱」

助成制度の有無		申立者別の助成対象				助成対象	資力別の助成対象	
申立費用	報酬	市長申立	本人	親族	その他	後見・保佐・補助	生活保護のみ	生活保護以外可
○	○	○				○		○

②障害者「清須市地域生活支援事業実施要綱」

助成制度の有無		申立者別の助成対象				助成対象	資力別の助成対象	
申立費用	報酬	市長申立	本人	親族	その他	後見・保佐・補助	生活保護のみ	生活保護以外可
○	○	○	○	○	○	○		○

③報酬助成の利用者数

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	0	1	1	0	0	0
障害者	0	0	0	0	1	1
合計	0	1	1	0	1	1

(3) 成年後見制度に関する課題

高齢者人口、ひとり暮らし高齢者数、要介護認定者数、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者数が増加しています。また、権利擁護に関する地域包括支援センターへの相談件数において、お金に関すること、成年後見制度に関する相談も多くなっています。今後、認知症高齢者数の推計値も増加見込みである中、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。しかし、成年後見制度の利用者数は、近年横ばいであり、制度があまり利用されていない状況にあります。また、清須市の成年後見制度の利用支援事業について、高齢者と障害者において、制度内容が異なります。事業の整合性を図り、今後は、成年後見制度の周知とともに、制度を必要としている人が利用できるよう体制を整備する必要があります。